

○神河町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱

平成29年2月3日
教育委員会要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して行う就学援助に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「児童等」とは、神河町内に住所を有し、及び居住する者であって、神河町立の小学校に在学する児童又は中学校に在学する生徒をいう。

2 この要綱において「就学予定者」とは、神河町内に住所を有し、及び居住する者であって、次年度に神河町立の小学校又は中学校に入学を予定している者をいう。

3 この要綱において「保護者」とは、神河町内に住所を有し、及び居住する者であって、児童等又は就学予定者に対して親権を行う者(親権を行う者のいないときは、未成年後見人)をいう。

(就学援助の対象者)

第3条 神河町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、児童等の保護者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者又は就学予定者の保護者で、かつ、第2号に該当するものに対し、就学援助を行うものとする。

(1) 要保護者 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する生活保護を受けている者

(2) 準要保護者 教育委員会が、別に定める認定基準に基づき、前号に準ずる程度に経済的に困窮していると認める者

(就学援助の種類)

第4条 就学援助は、次に掲げる事項につき行うものとする。

(1) 学用品費

(2) 通学用品費

(3) 新入学児童生徒学用品費

(4) 修学旅行費

(5) 校外学習費

(6) 学校給食費

(7) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金

(8) 医療費(学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病の治療に要した費用に限る。)

(9) 卒業アルバム代等

(10) オンライン学習通信費

2 前項の規定にかかわらず、就学援助の対象者であって、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者は、前項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる就学援助を受けることができない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、就学援助の対象者であって、就学予定者の保護者は、第1項第3号に掲げる就学援助に限り、受けることができる。

(児童等の保護者に係る就学援助の申請手続)

第5条 児童等の保護者で、就学援助を受けようとする者は、教育委員会が定める日までに、申請理由、児童等の家庭状況その他必要な事項を記載した就学援助費受給申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書の提出は、児童等の在学する学校の校長(以下「校長」という。)を経由して行う。この場合において、児童等の居住する地区民生委員児童委員の意見を求め、校長は、教育的立場から当該申請書に意見を付するものとする。
- 3 就学援助の申請をした者は、申請事実について教育委員会又は校長が調査を行うときは、これに協力しなければならない。

(児童等の保護者に係る就学援助の認定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請書及び書類の提出があったときは、当該申請書及び書類を審査し、必要に応じて世帯状況確認報告書(様式第2号)により関係者の意見を求め、就学援助を受ける者を認定する。

- 2 認定の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する申請書の提出期限を超えて、就学援助の申請をした場合において、当該就学援助の認定は申請をした日の属する月の翌月1日からとする。
- 4 教育委員会は、前3項の規定により認定を行ったときは、児童等の保護者、地区民生委員児童委員及び校長へ就学援助に係る審査結果について(様式第3号)により通知しなければならない。

(児童等の保護者に係る就学援助の期間)

第7条 就学援助の支給を受けることができる期間は、教育委員会が前条に規定する認定を行った期間とする。

(就学予定者の保護者に係る就学援助の申請手続)

第8条 就学予定者の保護者で、就学援助を受けようとする者は、教育委員会が定める日までに、申請理由、世帯の状況その他必要な事項を記載した就学援助(新入学用品費入学前支給)受給申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 就学援助の申請をした者は、申請事実について教育委員会が調査を行うときは、これに協力しなければならない。

(就学予定者の保護者に係る就学援助の認定)

第9条 教育委員会は、前条の規定による申請書及び書類の提出があったときは、当該申請書及び書類を審査し、就学援助を受ける者を認定する。

- 2 教育委員会は、前項の規定により認定を行ったときは、就学予定者の保護者へ就学援助(新入学用品費入学前支給)に係る審査結果について(様式第5号)により通知しなければならない。

(就学援助の請求)

第10条 第6条又は第9条の認定を受けた者は、第5条又は第8条の申請をもって就学援助の請求に代えるものとする。

(就学援助の給付)

第11条 就学援助の給付額及び給付時期は、教育委員会が別に定める。

(目的外使用の禁止)

第12条 就学援助を受けた者は、当該就学援助を目的外に使用してはならない。

(就学援助の認定取消し及び期間変更)

第13条 教育委員会は、就学援助を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助を停止し、認定の取消し又は期間の変更をすることができる。

(1) 第3条に規定する要件を欠いたとき。

(2) 就学予定者が神河町立の小学校又は中学校に入学しなかったとき。

(3) 就学予定者の保護者が、就学予定者の入学前に神河町内に住所を有し、又は居住しなくなったとき。

(4) 不当に就学援助を受けていることが判明したとき。

(就学援助の返還)

第14条 前条第1号の規定により認定の取消し又は期間の変更をしたときは、教育委員会は既に給付した就学援助の全部又は一部を返還させることができる。

2 前条第2号から第4号までの規定により認定を取り消したときは、教育委員会は既に給付した就学援助の全部を返還させることができる。

3 児童等の長期欠席、行事不参加等により就学援助を使用しなかったときは、当該就学援助を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱の実施に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月27日教育委員会要綱第1号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月14日教育委員会要綱第1号)

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則(令和3年10月22日教育委員会要綱第3号)

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第9条関係)